

## 郵便貯金の有無の調査（現存調査）のお知らせ

郵政民営化前（平成19年9月30日まで）にお預け入れいただいた郵便貯金について、

- ・通帳や証書が見当たらないため、自分の貯金があるかどうか分からない
- ・親の財産を相続することになったが、親が持っていた郵便貯金を確認したい

といった場合などがあります。

紛失等により、郵便貯金証書、または、通帳の所在が不明な場合でも、払戻しのお手続きができます。

また、ゆうちょ銀行各店舗又は郵便貯金を取扱う郵便局において、郵便貯金の存否についての調査（現存調査）を承っています。

ゆうちょ銀行各店舗または郵便局の貯金窓口で「貯金等照会書」に必要事項をご記入の上、次の書類等とあわせてご提出ください。

- ・ **ご請求人さまの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の原本**
- ・ **ご請求人さまの印章**

なお、相続に伴う調査の場合は、相続人であることなどを確認する書類が必要となりますので、必要な書類についてはゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口へご確認ください。

※ 名義人または相続人以外の方が代理人としてお手続きされる場合は、委任状が必要となります。

<現存調査について、ゆうちょ銀行のページは[こちら](#)から>

※ゆうちょ銀行のページに遷移します。